

経済連携協定と貿易自由化

～新しい貿易自由化率から見えるもの～

調査部 環太平洋戦略研究センター

主任研究員 大泉 啓一郎

要 旨

1. 日本の貿易自由化は、長らくGATT / WTO体制のなかで進められてきたが、近年経済連携協定（EPA）を柱にしたものへと比重を移している。経済連携協定における貿易自由化は、GATT第24条が規定する「妥当な期間内」に「実質上すべての貿易」を自由化することを原則とし、協定発効後10年以内に双方の輸入額の90%以上を無税とすることを目標としている。つまり日本の貿易自由化の進展は経済連携協定の進展と捉えることが出来る。
2. その一方で日本の貿易自由化は遅れているとの根強い批判がある。また、経済連携協定における自由化の内容やその水準の計算方法などに批判がある。経済連携協定による貿易自由化の進展をどう捉えるかは、今後の日本の自由化のあり方を考える上で重要な視点である。そこで本稿では関税撤廃・引き下げスケジュール（譲許表）に貿易データや実行関税率表を照らし合わせた自由化の水準（自由化率）を計算し、自由化の実態を明らかにしようとした。なお、対象国は経済連携協定を締結しているマレーシア、タイ、フィリピンの3カ国である。
3. 具体的には、輸入額をベースとする自由化率（輸入額ベースの自由化率）と実行関税率表をベースとする自由化率（関税品目ベースの自由化率）に加え、相手国の主要輸出品目に対する市場開放の程度という観点から、相手国の輸出総額をベースとした自由化率（輸出額ベースの自由化率）を算出した。
4. 輸入額ベースの自由化率では、協定発効後10年以内（発効後11年目）に双方で90%を超える。11年目の日本の自由化率は相手国の自由化率よりも低いが、日本側が先行して関税を撤廃し、相手国は段階的に自由化率を高めるという過程をたどる。ただし輸入額ベースの自由化率には規制品目の自由化の進展が反映されないため、過大評価の可能性がある。関税品目ベースの自由化率では、日本の自由化率は相手国よりも低く、多くの品目で関税が残っていることが確認出来る。とくに、日本側には農産品・食料品に関税品目が多く、相手国側には自動車関連に関税品目が多い。これらの関税引き下げが今後の課題になる。一方、輸出額ベースの自由化率は、総じて高水準になった。このことは経済連携協定の自由化率は相手国の輸出構造に整合的であることを示すものであり、日本の自由化は3カ国の輸出促進と成長に十分寄与しているといえる。
5. 他方、日本の農産物・食料品の自由化率は低く、また交渉対象外とされた品目が多く、日本政府の消極的な交渉姿勢がみとれる。さらに日本が3カ国の農産品・食料品の主要品目の輸出を抑制している可能性が高い。
6. 貿易自由化率からみると、経済連携協定によって日本の貿易自由化は総じて大きく進展するといえる。とくに輸出ベースの自由化率が高いことは、日本の自由化が相手国の輸出構成に親和的で質の高いものであることを示している。ただし、農産品・食料品の自由化率は低いことは明らかであり、日本が農産品・食料品の自由化に対してどのようなスタンスで臨むのかを内外に示す時期に来ているといえる。

目次

はじめに

I. 日本の貿易自由化と経済連携協定

- (1) 日本のFTA戦略
- (2) 経済連携協定とは何か

II. 経済連携協定における自由化交渉

- (1) WTOとの整合性
- (2) 貿易自由化交渉
- (3) 譲許表

III. 輸入額ベースの自由化率

IV. 関税品目ベースの自由化率

V. 輸出額ベースの自由化率

VI. 農産品・食料品の自由化

おわりに

はじめに

日本の貿易自由化は長らくGATT / WTO体制のなかで進められてきたが、近年経済連携協定 (Economic Partnership Agreement : EPA) を柱としたものへと比重を移している。経済連携協定とは、物品の貿易自由化に加え、サービス貿易や投資の促進、人の移動に係る規制緩和、知的財産権の保護、様々な分野での協力体制の構築など、広い範囲での経済関係強化を目的とした協定である。経済連携協定における貿易自由化の内容は、世界貿易機構 (WTO) との整合性を保つため、「一定の期間」に「実質上すべての貿易」を自由化することを原則としている。また、WTOでの交渉が足踏みしている現状を考えると、経済連携協定の進展は日本の貿易自由化の進展と捉えることが出来よう。

他方、日本の市場開放が遅れているとの指摘は多く、とくに農産品の自由化が進んでいないことへの批判は根強い。また経済連携協定における貿易自由化についても、たとえば、日本の貿易自由化の水準が相手国と比べて低く、経済連携協定は質の面で問題があるとの指摘 (伊藤【2007】) や、政府が公表する自由化の水準は算出根拠に問題があるとの批判 (久野・木村【2007】) がある。

経済連携協定による貿易自由化の進展をどう捉えるかは、今後の日本の貿易自由化のあり方を考える上で重要な視点である。しかし、

政府が公表する情報は概略を示すだけで、その実態を把握するには十分ではない。たとえば協定発効から10年間に貿易自由化がどのような経路をたどって進展するのか、農産品・食料品の自由化がどのような状況にあるのかなどは明らかでない。また、自由化の水準については、輸入額ベースに基づく10年後の計算結果しか示していない。

そこで本稿では、経済連携協定に含まれる関税削減・引き下げのスケジュール表（譲許表）と、各国の貿易統計、実行関税率表とを照合したデータベースを作成し、貿易自由化の水準（自由化率）の指標として一般に用いられる輸入額のうち無税となる金額の割合（輸入額ベースの自由化率）と関税品目のうち無税となる品目数の割合（関税品目ベースの自由化率）を算出した。さらに、経済連携協定の目的が締結国との経済関係の強化にあることを踏まえ、相手国の輸出総額をベースとする自由化率（輸出額ベースの自由化率）という新しい考え方を導入した。これにより、相手国の主要輸出品目に対する自由化の水準を示すことが出来る。

なお分析対象は、すでに署名されている経済連携協定のうちマレーシア、タイ、フィリピンの3カ国とした。また経済連携協定の自由化は双方で進められることから、日本側の自由化率だけでなく、相手国側の自由化率も計算した。

本稿の構成は以下の通りである。

I. では、日本の貿易自由化が経済連携協定の枠組みのなかで進められていることを確認し、II. では経済連携協定における貿易自由化交渉と譲許表の内容について解説する。III. では輸入額ベースの自由化率の計算結果から日本と相手国の間に関税撤廃のスケジュールに時間差があることを示す。IV. では関税品目ベースの自由化率の計算結果を示し日本側に関税品目が多く残っていることを確認する。V. では輸出額ベースの自由化率の計算結果から、双方の貿易自由化が相手国の輸出構成と親和性が高いものであり、総じて自由化の効果が高いことを指摘する。VI. では、農産品・食料品を対象とした自由化率の計算結果を示し、日本は相手国の主要農産品・食料品の輸入を抑制していること、日本側の交渉対象外品目が多く、自由化交渉の質そのものに問題があることを指摘する。

I. 日本の貿易自由化と経済連携協定

(1) 日本のFTA戦略

日本の貿易自由化は長くGATT / WTOを中心とした多角的な自由貿易体制の下に進められてきた。そのなかで地域的なFTA（自由貿易協定：Free Trade Agreement）や経済統合に向けた議論は、GATT / WTO体制に逆

行するものであるとさえ捉えられていた。しかし近年の日本の貿易自由化はFTAを柱とするものに変化している。その背景として以下の3点があげられる（浦田【2007】）。

第1は、世界レベルでFTAの締結数が急増したことである。1950年～1989年に世界で締結されたFTAは19件にすぎなかったが、その後1990～94年が18件、1995～99年が30件、2000～04年が57件へ増加した。そうした中で、日本国内にFTA締結の遅れが経済的な不利益につながるとの認識が広まった。たとえば、メキシコが、1994年に米国およびカナダとNAFTA（北米自由貿易協定）を発効し、2000年にはEUとFTAを締結したことによって、日本のメキシコ向け輸出は不利な状況に陥った。さらに、メキシコ政府が政府調達をFTA相手国のみに限定したため、日本企業はその市場から排除された。このようなメキシコ市場における差別的待遇を回避するために、日本企業は日本政府に対してメキシコとのFTA交渉を要請し、これが日・メキシコ経済連携協定締結の推進力となった。

第2は、GATT / WTO体制がドーハ・ラウンドで頓挫し、世界レベルでの多角的交渉の道が閉ざされたことである。ドーハ・ラウンド以降、WTOはNAMA（非農産品市場アクセス）、農業、サービス、開発、ルール（アンチ・ダンピング、補助金を含む）、貿易円滑化、知的財産権など多分野を取り扱うことになったが、開発途上国が先進国の要求する

自由化政策に反対し、EUも農産品の自由化に難色を示すなど、足並みがそろわなかった。最終的にはWTOの交渉が機能不全に陥った。このようななか、交渉国を限定するFTAのスピード性が注目された。加えて、FTAの締結は世界貿易の自由化を促進し、WTOと補完的であるという見方が一般化した。

第3は、FTAが低迷する日本経済を活性化するための政策として期待されるようになったことである。とくに日本を取り巻く東アジア諸国の経済成長は目覚しく、東アジア域内で締結されるFTAの波に乗り遅れることは、日本企業が東アジアの生産ネットワークを活用する上で不利益になるとの危惧が高まった。現在では少子高齢化や人口減少など成長力が弱まる日本にとって、東アジア諸国とのFTAを含む経済連携協定は、持続的な成長を維持する上での重要な政策の一つとして位置付けられている。

(2) 経済連携協定とは何か

日本の経済連携協定は、2002年1月のシンガポールを皮切りに、これまでメキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシアの8カ国との間で締結されている。そのうちシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイの5カ国で発効されている（図表1）。さらに2007年8月にはASEANとの間で大筋合意に達した。

経済連携協定の合意内容は、外務省ホーム

図表1 経済連携の現状（2008年3月時点）

	交渉開始	署名	発効
シンガポール*	2001年1月	2002年1月	2002年11月
メキシコ	2002年11月	2004年9月	2005年4月
マレーシア	2004年1月	2005年12月	2006年7月
フィリピン	2004年2月	2006年9月	—
チリ	2005年1月	2007年3月	2007年9月
タイ	2004年2月	2007年4月	2007年11月
ブルネイ	2006年2月	2007年6月	—
インドネシア	2007年1月	2007年8月	—
ASEAN全体	2005年4月	—	—

*シンガポールは2007年1月から見直し、3月署名、9月発効
 (出所) 外務省ホームページより作成

ページで公開されている (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.htm>)。いずれの経済連携協定も本文と付属書から構成され、その分量は膨大で1,000ページを超えるものもある。

図表2はマレーシア、タイ、フィリピンとの経済連携協定の本文の目次と付属書のタイトルを示したものである。3つの経済連携協定に共通した項目として、①物品の貿易、②原産地規則、③税関手続き、④サービス貿易、⑤投資、⑥知的財産、⑦協力、⑧紛争解決、⑨競争などがあり、国によっては自然人の移動、政府調達、ビジネス環境の整備などが加えられている。このうち、貿易自由化に関する協定は、第1章「物品の貿易」、第2章「原産地規則」、第3章「税関手続き」である。

日本がFTAではなく経済連携協定を志向す

る趣旨について、たとえば外務省は、「日本の直接投資に牽引された相互依存的な経済実態を前提に、関税・外資規制などの国境措置に限られず、包括的に取り組む」(外務省【2007】)としている。実際に、多くの日本企業が海外で活動しており、日本と諸外国の経済関係の強化は、貿易の活性化にとどまらず、海外進出した日本企業の活動促進にも目配りしたものとする必要がある。とくに、1970年代以降、東アジアに形成されてきた日本企業の生産ネットワークの強化は、日本の持続的成長に不可欠との認識が強い。このような多様な内容を持つ経済連携協定はFTAの進化型といわれることもある。

Ⅱ. 経済連携協定における自由化交渉

(1) WTOとの整合性

次に経済連携協定における貿易自由化とWTOの関係をみておこう。

WTOは、加盟国に対して最恵国待遇(MFN)を付与すること、特定国への差別的な扱いを禁止することを原則としている。しかしその一方で「当該国間の経済を一層密接に統合させ、貿易の自由を増大することが望ましい」との観点から、「妥当な期間内」に「実質上すべての貿易」の障壁を撤廃することを条件

図表2 経済連携協定比較表

	日マ EPA	日タイ EPA	日フィ EPA
前文			
第1章	総則	総則	総則
第2章	物品の貿易	物品の貿易	物品の貿易
第3章	原産地規則	原産地規則	原産地規則
第4章	税関手続	税関手続	税関手続
第5章	強制規格、任意規格及び適合性評価手続	貿易取引文書の電子化	貿易取引文書の電子化
第6章	衛生植物検疫措置	相互承認	相互承認
第7章	投資	サービスの貿易	サービスの貿易
第8章	サービスの貿易	投資	投資
第9章	知的財産	自然人の移動	自然人の移動
第10章	反競争的行為の規制	知的財産	知的財産
第11章	ビジネス環境の整備	政府調達	政府調達
第12章	協力	競争	競争
第13章	紛争解決	協力	ビジネス環境の整備
第14章	最終規定	紛争解決	協力
第15章		最終規定	紛争の回避および解決
第16章			最終規定
付属書			
1	(第2章関係) 第19条に関する表	(第2章関係) 第18条に関する表	(第2章関係) 第18条に関する表
2	(第3章関係) 品目別規則	(第3章関係) 品目別規則	(第3章関係) 品目別規則
3	(第3章関係) 原産地証明書の必要の記載事項	(第3章関係) 原産地証明書の必要の記載事項	(第3章関係) 原産地証明書の必要の記載事項
4	(第7章関係) 現行及び将来の措置に関する留保	(第6章関係) 電気製品に関する付属書	(第6章関係) 第61条に関する分野別付属書
5	(第8章関係) 金融サービス	(第7章関係) 第77条に関する特定の約束に係る表	(第7章関係) 金融サービス
6	(第8章関係) 第99条に関する特定の約束に係る表	(第8章関係) 投資に関する表	(第7章関係) 特定の約束に係わる表および最恵国待遇の免除に係わる表
7	(第8章関係) 第101条に関する最恵国待遇の免除に係る表	(第9章関係) 自然人の移動に関する特定の約束	(第8章関係) 現行および将来の措置に関する留保
8			(第9章関係) 自然人の移動に関する特定の約束

(資料) 各経済連携協定より作成

に、地域的なFTA締結を認めるという立場をとっている。

この「妥当な期間内」、「実質上すべての貿

易」というあいまいな条件は、1994年にウルグアイ・ラウンド交渉で採択された「関税及び貿易に関する一般協定第24条の解釈に関す

る了解」のなかで一部具体化された。「妥当な期間」については協定発効から10年以内とされ、「実質上すべての貿易」については貿易額を加重平均して算出されることになった。後者の具体的比率は示されなかったが、EUが貿易額（正確には輸入額）の90%を基準としたことから、現在ではこれが一つの目安になっている。

日本の経済連携協定における貿易自由化も上記のWTOの大枠を遵守しており、10年以内に貿易総額（正確には輸入額）の90%以上の関税を撤廃することを原則としている（図表3）。たとえば、日・マレーシア経済連携協定では発効後10年以内に日本のマレーシアからの輸入総額の94.7%が、マレーシアの日本からの輸入総額の99.3%が無税になる。同様に、日・タイ経済連携協定では91.6%、

97.4%、日・フィリピン経済連携協定では91.6%、97.0%が無税となる。

(2) 貿易自由化交渉

経済連携協定における貿易自由化交渉は、外務省、経済産業省、農林水産省、財務省（以上4省は共同議長省と呼ばれる）が一体となつて行う。外務省は、各省間の調整と協定条文の作成、経済産業省は鉱工業品、農林水産省は農林水産品、財務省は酒、タバコ、塩などの個別の交渉を担当する。また、財務省は税関による輸入関税の運用一般の交渉も行う。

各国は交渉に先立って、相手国への要望内容（リクエスト）と譲許内容（オファー）を用意する。この要望内容と譲許内容の交換により交渉がスタートするが、具体的交渉は各国の実行関税率表に基づいて行われる。実行関税率表は、「HSコード（Harmonized Commodity Description and Coding System：商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約：HS条約）」に基づいて作成されたもので、21部の大区分の下に、HS 2桁（類：97品目）、HS 4桁（項：約1,250品目）、HS 6桁（号：約6,350品目）、HS 9桁もしくはHS10桁と詳細に分類されている。このうちHS 6桁までが世界共通の分類であるが、それより詳細なHS 9桁やHS10桁の分類は各国の裁量に任されている。たとえば日本ではHS 9桁で9,108品目に区分され、マレーシアはHS 9桁10,577品目、タイはHS 9桁8,314

図表3 関税率撤廃の水準（発効後10年以内）

(%)

	日本側		相手国側	
	発効前	10年後	発効前	10年後
日・シンガポール EPA	86.3	94.7	99.99	100.0
日・メキシコ EPA	64.2	86.8	40.2	98.4
日・マレーシア EPA	86.0	94.1	69.4	99.3
日・フィリピン EPA	87.3	91.6	59.6	97.0
日・チリ EPA	72.2	90.5	1.4	100.0
日・タイ EPA	79.5	91.6	16.7	97.4
日・ブルネイ	99.98	99.99	31.8	99.9
日・インドネシア	71.2	93.2	33.9	89.7

（資料）関税・外国為替等審議会等「最近の関税を巡る国際的諸問題について」

品目、フィリピンはHS10桁10,770品目となっている（図表4）。

経済連携協定では、これらの膨大な数の品目のそれぞれについて自由化交渉が行われるが、異なる品目同士が自由化交渉のキーポイントとなることがある。たとえば、日・タイ経済連携交渉では、タイは日本からの自動車、鉄鋼の輸入関税を引き下げることの見返りとして、日本に農産品の自由化を要求した。また、物品以外が交渉カードになることもある。日本はODAを含めた協力供与を相手国の関税引き下げの交渉カードとして使ったといわれている。

(3) 譲許表

貿易自由化交渉の結果は、譲許表（関税率撤廃、削減のスケジュール）によって示される。図表5、6は日・タイ経済連携協定の譲許表の一部である（注1）。

貿易自由化交渉の結果は、大まかには以下の6つに区分される。

第1は、「即時撤廃（Aと示される）」で、該当する品目の関税は協定発効日から撤廃される。これには協定発効前から無税のものも含まれる。ちなみに日本の実行関税率は、協定発効とともにほとんどの鉱工業品で関税が撤廃される。

第2は、「段階的撤廃（B）」で、該当する品目の関税は、一定の年数を経て撤廃される。「B 5」、「B 7」などと記されることもあり、

たとえば「B 7」と表記される場合は、発効後7年目に関税率が撤廃されることを示す（注2）。タイの付属書の場合は「B」とだけ記されるが、削減スケジュールの表が付されている（図表5、6）。毎年同率を引き下げることが多い。

第3は、「段階的削減（P）」で、該当する品目の関税は撤廃されないが、税率は段階的に引き下げられる。たとえば日本のタイからの鶏肉輸入の関税率は発効直後の11.3%から6年目に8.5%へ引き下げられる（その後は8.5%で維持される）。

第4は、「数量割当（Q）」で、該当する品目は数量枠内で無税あるいは低関税率が適用される。その枠を超える輸入については通常の関税率（MFN実行税率）が適用される。たとえば日本のバナナの輸入、相手国の鉄鋼製品の輸入などがこれに該当する（注3）。

第5は、「再協議（R）」で、該当する品目は、一定期間の後再協議する。たとえば日本がマレーシアから輸入するパームオイルなどがこれに該当する。

第6は、「交渉対象外（X）」で、該当する品目は、連携協定の交渉で、いかなる約束もしない。日本のコメをはじめ農産品に多く、マレーシアやタイではタバコがこれに該当する。

このほか、合意内容には細かな規定が付される場合がある（注釈として記される）。たとえばタイの日本からの鉄鋼の輸入につ

図表4 HSコードと実行関税率表目

大分類	HS2桁(類)	日本			マレーシア			タイ			フィリピン		
		HS4桁(項)	HS6桁(号)	HS9桁	HS9桁	比率	HS9桁	比率	HS9桁	比率	HS10桁	比率	
第1部	動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品	1-5	44	228	581	6.4	314	3.0	344	4.1	351	3.3	
第2部	植物性生産品	6-14	79	291	563	6.2	363	3.4	392	4.7	407	3.8	
第3部	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	15	22	58	85	0.9	167	1.6	150	1.8	151	1.4	
第4部	調製食品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品	16-24	56	208	793	8.7	459	4.3	385	4.6	442	4.1	
第5部	鉱物性生産品	25-27	66	158	219	2.4	204	1.9	219	2.6	226	2.1	
第6部	化学工業(類似の工業を含む。)の生産品	28-38	178	846	1,034	11.4	1,232	11.6	1,098	13.2	1,295	12.0	
第7部	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品	39-40	43	232	296	3.2	657	6.2	392	4.7	650	6.0	
第8部	皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	41-43	25	105	228	2.5	103	1.0	85	1.0	126	1.2	
第9部	木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスバルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝糸細工物	44-46	27	101	233	2.6	1,991	18.8	137	1.6	263	2.4	
第10部	木材、パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品	47-49	41	178	172	1.9	346	3.3	224	2.7	371	3.4	
第11部	紡織用繊維及びその製品	50-63	153	873	2,064	22.7	1,122	10.6	928	11.2	1,149	10.7	
第12部	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品	64-67	20	57	134	1.5	88	0.8	63	0.8	83	0.8	
第13部	石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	68-70	49	299	160	1.8	192	1.8	185	2.2	263	2.4	
第14部	天然又は養殖の真珠、寶石、半寶石、貴金属及び貴金属類を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	71-72	47	444	396	4.3	503	4.8	335	4.0	302	2.8	
第15部	単金属及びその製品	73-83	128	859	526	5.8	598	5.7	566	6.8	751	7.0	
第16部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び付属品	84-85	133	859	959	10.5	1,213	11.5	1,795	21.6	2,545	23.6	
第17部	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	86-89	38	132	147	1.6	476	4.5	427	5.1	644	6.0	
第18部	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び付属品	90-92	56	255	294	3.2	284	2.7	339	4.1	402	3.7	
第19部	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び付属品	93	7	21	24	0.3	27	0.3	28	0.3	28	0.3	
第20部	雑品	94-96	32	133	200	2.2	228	2.2	212	2.5	305	2.8	
第21部	美術品、収集品及びことう	97	6	7	8	0.1	10	0.1	10	0.1	16	0.1	
	合計		1,250	6,344	9,108	100.0	10,577	100.0	8,314	100.0	10,770	100.0	

(資料) 日本は実行関税率表 2006 年 1 月、マレーシア、タイ、フィリピンは World Tariff Data Base (2007 年 11 月ダウンロード) から作成

図表6 日タイ経済連携協定の譲許表（タイの輸入関税）

Column 1 Tariff item number	Column 2 Description of goods	Column 3 Category	Column 4 Note	Column 5 Rate of customs duty																	
				1st Year	2nd Year	3rd Year	4th Year	5th Year	6th Year	7th Year	8th Year	9th Year	10th Year	As from 11th year							
8473	Parts and accessories (other than covers, carrying cases and the like) suitable for use solely or principally with machines of heading 84.69 to 84.72.																				
8473.10	-Parts and accessories of the machines of heading 84.69	B		11.25%	7.50%	3.75%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8473.21	-Parts and accessories of the machines of heading 84.70																				
	--of the electric calculating machines of subheading 8470.10, 8470.21 or 8470.29	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8473.29	--other	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8473.30	-Parts and accessories of the machines of heading 84.71	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8473.40	-Parts and accessories of the machines of heading 84.72	B		11.25%	7.50%	3.75%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8473.50	-Parts and accessories equally suitable for use with machines of two or more of the heading 84.69 to 84.72	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8473	Machinery for sorting, screening, washing, crushing, grinding, mixing or kneading earth stone, ores or other mineral substance in solid (including powder or paste) form; machinery for agglomerating, shaping or moulding solid mineral fuels, ceramic paste,																				
8471.10	-Sorting, screening, separating or washing machines	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(資料) 日・タイ経済連携協定付属書 I

いては、初年度の輸入割当分を44万トンとし、これを無税とするが、その後の割当枠は協議によって決められることが記されている。そのほか、関税撤廃の時期を明確に示さず、AFTA（ASEAN自由貿易協定）やAKFTA（ASEAN韓国貿易自由協定）の規定に準拠するなど注釈として記されている場合もある。

経済連携協定交渉は、「大筋合意」、「協定署名」という手続きを経て「発効」となるが、物品の自由化交渉は「大筋合意」の段階で終了している。そのため、「大筋合意」から「協定署名」、「発効」に時間を要した場合、貿易自由化の効果が十分に発揮出来ないことがある。たとえば、譲許表における関税撤廃、削減のスケジュールは、経済連携協定発効後から起算される（たとえば発効後6年目に関税を撤廃するなど）が、大筋合意から発効まで時間がかかれば、その分スケジュールは先送りになる。実際に、日・タイ経済連携協定はタイの政局不安などを理由に「大筋合意」から「発効」まで予想以上に時間を要したため、譲許表の税率より現行の実効税率の方が低いという「逆転現象」が生じている。またフィリピンからの輸入に対する譲許表は、同じ時期に交渉が始まったタイに比べて優位な条件（関税率の引き下げを早く行う）を多く含んでいたが、日・フィリピン経済連携協定の発効が遅れているため、その優位性は失われている。さらに、貿易自由化の交渉に用い

られたHSコードは2002年基準であり、現在の実行関税率表は2006年基準に改正されており、使い勝手が悪いなどの問題も発生している（注4）。

- （注1） 外務省は便宜上、日本の輸入自由化に関する譲許表について邦訳を公開しているものの、相手国の譲許表は原文（英文）のみである。経済連携協定の効果の一つが、相手国の市場開放と輸出促進であることを考えれば、相手国側の譲許表の邦訳を急ぐべきである。
- （注2） 発効後の期間でいえば6年以内となる。
- （注3） タイの譲許表では、鉄鋼の輸入割当が、この区分ではなく、「P」と記載されている。
- （注4） 改正に伴う譲許表はhttp://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/gaiyou/chui.htm参照。

Ⅲ. 輸入額ベースの自由化率

次に、経済連携協定における貿易自由化の水準を、関税が撤廃される品目の金額および品目数の割合（以下、自由化率と呼ぶ）を用いて検討する（注5）。この自由化率には、代表的なものとして輸入額を基準としたもの（輸入額ベースの自由化率）、関税品目数を基準にしたもの（関税品目ベースの自由化率）があるが、本稿では、相手国の対世界輸出総額を基準とした自由化率（輸出額ベースの自由化率）を加えた。なお、これらの自由化率の計算において、関税が撤廃されるとしたのは、譲許表にある「即時撤廃（A）」と「段階的撤廃（B）」に該当する品目である（注6）。以下、順に自由化率の計算方法と計算結果を示す。

輸入額ベースの自由化率は、ある年の輸入

額に占める無税となる品目の総額の割合を示したものである。これはWTOの要請に基づく計算法で、日本の自由化率もこれを採用している。式で示すと以下のようなになる。

輸入額ベースの自由化率＝

$$\frac{\text{A国のB国からの輸入のうち無税となった品目の総額}}{\text{A国のB国からの輸入総額}} \times 100$$

この輸入額ベースの自由化率を計算するためには、譲許表に対応した詳細な輸入データと照合するという作業が必要となる。本稿ではWorld Trade Atlas社の輸入データを用いて計算した。政府が公表する自由化率は、交渉開始年（2004年）の輸入額をベースにしたものであるが、本稿では、2004年、2005年、2006年の輸入額の平均値を用いた。

計算結果は図表7の通りである。政府公表のものとは水準が若干異なるものの、11年目には双方で輸入額の90%以上で関税が撤廃されることが確認出来る。ただし品目によっては自由化率の低いものも散見される。たとえば、日本では、マレーシアからの輸入について、第1部（動物製品）、第3部（動植物性油）、第4部（調製食品）、第9部（木材製品）、第19部（武器関連）の自由化率が70%に達しない。なかでも第3部（動植物性油）は19.0%と低い。タイからの輸入で70%に達しないものは、第1部（動物製品）、第2部（植物製品）、第4部（調製食品）とマレーシアのそれよりも少ないが、第7部（プラスチック製品）や第12部（皮革製品）では80%を超えるもの

の、交渉対象外となる品目の輸入額が約15%と高く、タイからの同製品に関税が多く残っていることがわかる。他方、フィリピンの場合、70%に満たないのは第8部（皮革製品）だけであるが、58.8%と低く、しかも交渉対象外の割合が41.2%と高く、日本がフィリピンの皮革製品に対する市場開放が不十分であることがわかる。

他方、相手国の輸入額ベースの自由化率をみると、工業製品に広く関税が残っていることがわかる。とくに第17部（自動車関連製品）では、マレーシアが88.4%、タイが73.2%、フィリピンが21.7%と低い。それ以外では、マレーシアで第4部（調製食品）が70.2%、タイで第1部（動物製品）が80.6%、フィリピンで第14部（貴金属）が33.9%と低い。

また、経済連携協定発効により直ちに双方の自由化率が高水準に達するわけではなく、日本が先行して関税率を撤廃する（図表8、9）。日本は、経済連携協定発効直後にほとんどの鉱工業品の関税率を撤廃するため、対マレーシアの初年度の自由化率は94.0%、同じく対タイが86.5%、対フィリピンが89.4%に達する。日本の自由化率が相手国より低いという批判があるが（伊藤【2007】）、相手国の自由化率が日本のそれを上回るのは3カ国とも11年目である。

相手国の自由化率の上昇が遅れるのは、鉱工業品の関税を段階的に撤廃するためである。たとえば、鉄鋼については3カ国とも数

図表7 輸入額ベースの自由化率

日本の輸入額ベースの自由化率

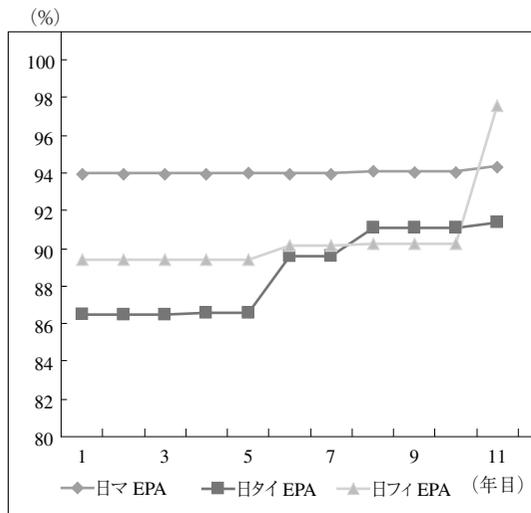
大分類	HS コード	日マ EPA		日タイ EPA		日フィ EPA	
		自由化率	交渉対象外	自由化率	交渉対象外	自由化率	交渉対象外
第1部	1-5	68.7	31.2	64.2	14.1	77.1	5.5
第2部	6-14	94.0	6.0	68.8	19.6	86.4	0.1
第3部	15	19.0	0.1	89.2	0.0	100.0	0.0
第4部	16-24	52.1	37.4	47.7	6.7	70.9	7.8
第5部	25-27	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第6部	28-38	99.9	0.1	80.1	0.0	100.0	0.0
第7部	39-40	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第8部	41-43	99.8	0.2	84.8	15.2	58.8	41.2
第9部	44-46	39.5	0.0	97.6	0.0	100.0	0.0
第10部	47-49	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第11部	50-63	100.0	0.0	99.9	0.0	100.0	0.0
第12部	64-67	99.8	0.2	84.3	15.7	99.8	0.2
第13部	68-70	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第14部	71-72	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第15部	73-83	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第16部	84-85	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第17部	86-89	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第18部	90-92	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第19部	93	—	—	—	—	—	—
第20部	94-96	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第21部	97	—	—	—	—	—	—
全体		91.7	0.4	91.4	1.8	97.9	0.3

相手国の輸入額ベースの自由化率

大分類	HS コード	日マ EPA		日タイ EPA		日フィ EPA	
		自由化率	交渉対象外	自由化率	交渉対象外	自由化率	交渉対象外
第1部	1-5	100.0	0.0	80.6	0.0	100.0	0.0
第2部	6-14	99.4	0.5	93.9	0.0	99.0	0.0
第3部	15	100.0	0.0	99.8	0.0	100.0	0.0
第4部	16-24	70.2	29.8	90.4	8.0	100.0	0.0
第5部	25-27	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第6部	28-38	99.2	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第7部	39-40	96.9	0.1	100.0	0.0	100.0	0.0
第8部	41-43	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第9部	44-46	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第10部	47-49	88.8	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第11部	50-63	100.0	0.0	100.0	0.0	99.9	0.0
第12部	64-67	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第13部	68-70	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第14部	71-72	92.1	0.0	88.6	0.0	33.9	0.0
第15部	73-83	100.0	0.0	100.0	0.0	99.8	0.0
第16部	84-85	99.9	0.0	99.7	0.0	97.9	0.0
第17部	86-89	88.4	0.0	73.2	0.0	21.7	0.0
第18部	90-92	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第19部	93	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第20部	94-96	100.0	0.0	100.0	0.0	99.1	0.0
第21部	97	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
全体		98.0	0.0	95.7	0.0	90.4	0.0

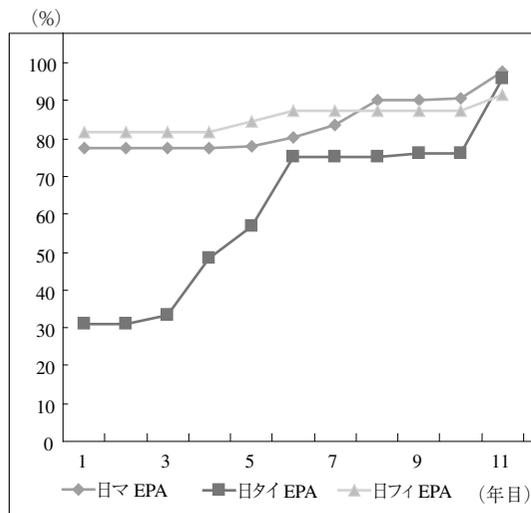
(資料) 各経済連携協定付属書1、日本の実行関税率表2006年1月、World Tariff Data Base、World Trade Atlasより計算

図表8 日本の輸入ベースの自由化率



(資料) 各経済連携協定付属書1、日本の実行関税率表(2006年1月版)、World Tariff Data Base、World Trade Atlasより計算

図表9 相手国の輸入ベースの自由化率



(資料) 各経済連携協定付属書1、日本の実行関税率表(2006年1月版)、World Tariff Data Base、World Trade Atlasより計算

量割当を適用する。数量割当や関税が撤廃されるのは11年目である。また完成車についてはマレーシアでは2010年までに3000cc超の乗用車を対象に実施されるが、すべての完成車が対象となるのは2015年である。

輸入額ベースの自由化率からみると、経済連携協定の発効により貿易自由化は双方で大きく進展するといえよう。しかし、輸入額ベースの自由化率は、規制されている品目の自由化の遅れを反映しないことは注意する必要がある。たとえば、タイは、日本からの完成車の輸入に高関税を課している。その結果、日本にとって自動車为主要輸出品目であるにもかかわらず、タイの輸入に占める割合は2%程度である。タイが完成車について関税を残す一方で、それ以外の品目の関税をすべて撤廃したとすれば、輸入額ベースの自由化率は98%となる。実際に、タイでは3000cc超の乗用車について4年目までに現行税率の80%から60%に引き下げるだけで、その後のスケジュールは再協議とし、また3000cc以下の乗用車についても6年目に再協議とし、関税引き下げに応じていない。それにもかかわらず第17部(自動車関連製品)の自由化率が73.2%と高く、また全体の自由化率が95.7%と高水準になるのは、現時点で日本からの完成車の輸入が抑制されているためであり、この輸入額ベースの自由化率は過大評価といえる。このことは日本の農産品輸入に対する評価にもあてはまる。

(注5) 他に自由化の進展度合を平均関税率によって測定する場合もある。

(注6) そのほか、タイでは11年目に輸入割当枠そのものが撤廃される鉄鋼を、フィリピンでは2010年に関税が撤廃される自動車関連品を対象に含めた。

IV. 関税品目ベースの自由化率

次に輸入関税がどのような品目に残っているのかを検討する。関税品目ベースの自由化率は、実行関税率表を基準に関税が撤廃される品目数の割合を示したものである。式で示すと以下ようになる。

関税品目ベースの自由化率＝

$$\frac{\text{A国のB国からの輸入のうち無税となった品目の数}}{\text{A国の関税品目の数}} \times 100$$

譲許表は実行関税率表を基に作成されているものの、関税品目ベースの自由化率の算出には以下の2つの作業が必要となる。

第一に、譲許表の分類は2002年基準のHSコードに基づいたものであり、HSコードは2007年1月に2006年基準に改正されているため、現在の実行関税率表を用いる場合は、その修正が必要となる。本稿では、日本の実行関税率表については、修正を最小限に抑えるため2002年基準HSコードに基づいた実行関税率表（2006年1月）を用いたが、マレーシア、タイ、フィリピンについては、現行の実行関税率表（注7）しか入手出来なかったため、修正を必要とした。

第二に、日本側の譲許表は、関税撤廃・削

減スケジュールが同一の場合、より上位の区分でまとめて記載されているため、無税となった品目数を確認するためには実行関税率表との照合が必要となる。これは日本の譲許表にのみあてはまるもので、相手国のものはHS 9桁もしくはHS10桁での各品目について関税撤廃、削減のスケジュールが記載されている。

計算結果は図表10の通りである。11年目の日本の自由化率は、対マレーシアが87.5%、対タイが86.0%、対フィリピンが91.7%と輸入額ベースの自由化率に比べて低い。とくに「交渉対象外 (X)」が、対マレーシアで7.5%、対タイで同9.5%、対フィリピンで同7.4%と多い。大分類で日本の自由化率が70%に達しないのは、3カ国に共通して第1部（動物製品）、第4部（調製食品）であり、そのほかマレーシアとタイでは、第2部（植物製品）が68.1%、67.3%と低く、農産品・食料品の自由化が遅れていることがわかる。また、第12部（履物、帽子など）の自由化率が42.2%、39.8%と低く、労働集約的製品にも関税が残っている様子がみてとれる。

他方、相手国の自由化率もマレーシアが96.7%、タイが89.2%、フィリピンが91.3%とマレーシアとタイは輸入額ベースの自由化率よりも低い。ただし、日本と比べると「交渉対象外 (X)」の品目はマレーシアが1.1%、タイが0.3%、フィリピンが0.2%と少ない。関税品目ベースの自由化率が70%に達しない

図表10 関税品目ベースの自由化率

日本の関税品目ベースの自由化率

大分類	HS コード	日マ EPA		日タイ EPA		日フィ EPA	
		自由化率	交渉対象外	自由化率	交渉対象外	自由化率	交渉対象外
第1部	1-5	46.1	50.5	43.2	56.1	49.2	50.1
第2部	6-14	68.1	20.4	67.3	21.4	76.9	20.1
第3部	15	90.0	0.0	92.0	4.0	91.5	4.3
第4部	16-24	30.5	38.1	28.3	46.3	58.2	34.2
第5部	25-27	99.5	0.5	90.7	0.5	99.5	0.5
第6部	28-38	99.6	0.3	99.1	0.8	99.7	0.3
第7部	39-40	100.0	0.0	97.0	0.0	100.0	0.0
第8部	41-43	59.6	12.0	60.9	12.4	89.4	10.6
第9部	44-46	87.4	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第10部	47-49	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第11部	50-63	99.9	0.1	99.4	0.6	99.4	0.6
第12部	64-67	42.2	20.3	39.8	20.3	80.3	19.7
第13部	68-70	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第14部	71-72	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第15部	73-83	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第16部	84-85	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第17部	86-89	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第18部	90-92	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第19部	93	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第20部	94-96	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第21部	97	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
全体		87.5	7.5	86.0	9.5	91.7	7.4

相手国の関税品目ベースの自由化率

大分類	HS コード	日マ EPA		日タイ EPA		日フィ EPA	
		自由化率	交渉対象外	自由化率	交渉対象外	自由化率	交渉対象外
第1部	1-5	93.6	6.4	92.7	0.0	100.0	0.0
第2部	6-14	97.5	2.2	86.7	0.0	95.3	4.7
第3部	15	100.0	0.0	88.0	0.0	100.0	0.0
第4部	16-24	88.9	11.1	89.1	7.5	100.0	0.0
第5部	25-27	99.5	0.0	100.0	0.0	96.7	3.3
第6部	28-38	99.2	0.0	99.8	0.0	100.0	0.0
第7部	39-40	97.0	2.1	100.0	0.0	100.0	0.0
第8部	41-43	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第9部	44-46	99.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第10部	47-49	99.4	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第11部	50-63	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第12部	64-67	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第13部	68-70	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第14部	71-72	96.8	0.0	47.8	0.0	81.3	0.0
第15部	73-83	100.0	0.0	65.4	0.0	100.0	0.0
第16部	84-85	99.3	0.0	92.4	0.0	100.0	0.0
第17部	86-89	61.6	0.0	40.7	0.0	34.9	0.0
第18部	90-92	100.0	0.0	100.0	0.0	99.0	0.0
第19部	93	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第20部	94-96	100.0	0.0	99.5	0.0	99.7	0.0
第21部	97	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
全体		96.7	1.1	89.2	0.3	91.3	0.2

(資料) 各経済連携協定付属書1、日本の実行関税率表2006年1月、World Tariff Data Base、World Trade Atlasより計算

品目としては、3カ国に共通するものとして第16部（自動車関連製品）があり、マレーシアが61.6%、タイが40.7%、フィリピンが34.9%と低い。そのほかタイでは第14部（貴金属など）や第15部（鉄鋼など）の自由化率が低いという特徴がある。

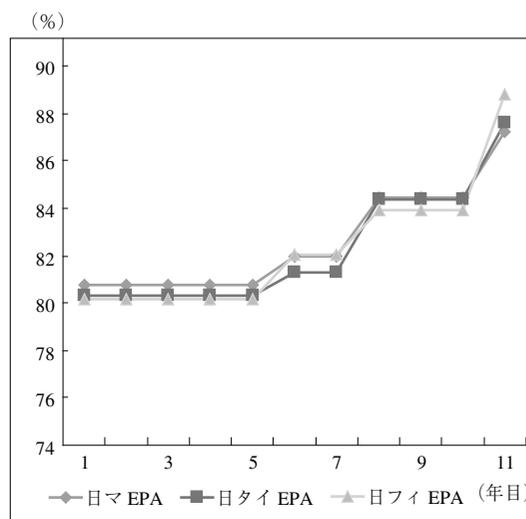
自由化率の推移をみると、日本の自由化率が協定発効直後に80%を超える一方、相手国の自由化率は、マレーシアが74.4%と高いものの、タイが37.6%、フィリピンが57.0%と低い（図表11、12）（注8）。マレーシアの自由化率が日本のそれを上回るのは8年目であり、タイやフィリピンでは11年目である。とくにフィリピンではこの年に自由化率が69.7%から91.3%に上昇することになる。このような大幅な自由化が実際に可能なのか、日本はその履行をどう担保していくかという問題がある。

日本も相手国も輸入額ベースの自由化率に比べて関税品目ベースの自由化率が低い。貿易自由化をより進展させていくためには、関税品目ベースの自由化率などに基づく検討を併用することが望ましい意見がある（木村【2007】、経済財政諮問委員会【2007】）。

（注7）「世界関税率データベース（World Tariff）」（<http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/>）からダウンロードした。

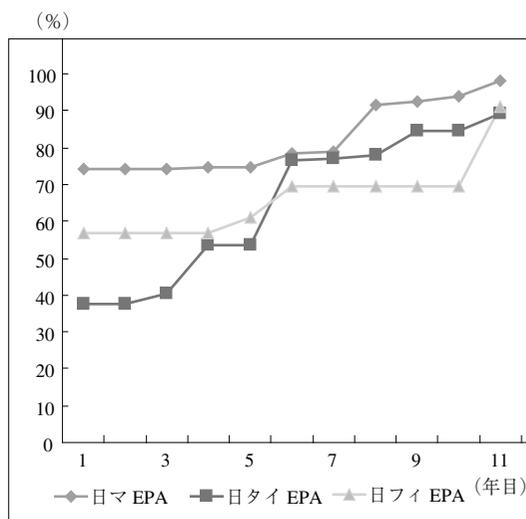
（注8）ただし発効前の自由化率がタイで3.9%、フィリピンで3.1%と低水準にあったことを勘案すると、両国の自由化への積極的な取り組み姿勢は評価出来よう。

図表11 日本の関税品目ベースの自由化率



（資料）各経済連携協定付属書1、日本の実行関税率表（2006年1月版）、World Tariff Data Base、World Trade Atlasより計算

図表12 日本の関税品目ベースの自由化率



（資料）各経済連携協定付属書1、日本の実行関税率表（2006年1月版）、World Tariff Data Base、World Trade Atlasより計算

V. 輸出額ベースの自由化率

これまで検討してきた輸入額ベースの自由化率や関税品目ベースの自由化率では、相手国の主要輸出品に対する自由化が正確の評価されないという問題がある。

このことを日本のタイからのコメの輸入について考えてみる。タイは世界一のコメ輸出国であるが、日本はコメの輸入を厳しく制限している（1キログラムあたり490円の課税）。日本がコメの輸入関税を撤廃すれば、一般的にタイからのコメの輸入は増大するであろう。しかし日本がコメだけに関税を残し、それ以外の品目の関税を撤廃したとすると、輸入額ベースの自由化率は、2006年の日本のタイからの輸入総額が147億6000万ドルであるのに対しコメは500万ドル（全体の0.3%）であるため99.7%へ高まる。また、関税品目ベースの自由化率は、コメ（HS1006）に係る関税品目数がHS 9桁で8品目であるため99.9%へ高まる。タイの主要輸出品であるコメに関税を残しながら、日本の自由化率がほぼ100%であるという主張は、タイ側には受け入れられないだろう。

このような点を考慮し、本稿では、相手国の輸出総額をベースにした自由化率という考え方を取り入れた。輸出額ベースの自由化率を式で示すと以下ようになる。

輸出額ベースの自由化率＝

$$\frac{\text{B国からの世界向け輸出のうち} \\ \text{A国の輸入関税が無税となった品目の総額}}{\text{B国の世界向け輸出総額}} \times 100$$

この輸出額ベースの自由化率では、タイ（式中ではB国）のコメに日本（A国）が関税を残した場合の自由化率はタイのコメの輸出比率である2%分低くなる。経済連携協定の目的が締結国の経済関係の強化であることを勘案すれば、相手国の主要輸出品目に対する自由化率が高まることが望ましい。したがって、輸出額ベースの自由化率が高ければ、経済連携協定の目的と合致した質の高い貿易自由化といえよう。反対に輸入額ベースの自由化率や関税品目ベースの自由化率が高くとも、輸出額ベースの自由化率が低ければ、相手国にとって質の悪い貿易自由化といえる。つまり、輸出額ベースの自由化率は、相手国の輸出に対する親和性の程度を示す指標といえる。

ただし、輸出額ベースの自由化率は算出は容易ではない。輸出データは輸入額ベースの自由化率の場合と同様に、World Trade Atlas社のデータを用いたが、HSコード6桁より詳細な品目区分は各国の裁量に任されているため、たとえばタイの輸出データ（HS 9桁）を日本の譲許表や実行関税率表（HS 9桁）と一致させることは出来ない。

そこで、自由化率の計算の最小単位を世界共通のコードであるHS 6桁で揃えることとした。そのため、HS 6桁より詳細な区分で

関税引き下げ・撤廃のスケジュールが異なる場合には、自由化が最も早いケースと、最も遅いケースに分けて自由化率を計算した。たとえば、図表13のような場合、製品1について自由化が最も早いケースとしてすべてが「即時撤廃 (A)」になると仮定し、最も遅いケースとしてすべてが「交渉対象外 (X)」となると仮定した。したがって輸出額ベースの自由化率は85%～90%のような範囲で示すことになる。

計算結果は図表14、15の通りである。

日本の自由化率は、対マレーシアが93.9%～94.6%、対タイが91.0%～95.5%、対フィリピンが95.6%～96.7%といずれも高い水準になった。このことは日本の貿易自由化が相手国の輸出構成と親和度が高いことを示している。後にみるように農産品・食料品について日本の自由化率は低いものの、それが全体の自由化率を引き下げる要因になっていない。

つまり日本は、輸入額ベースの自由化率は高いものの、関税品目ベースの自由化率が低

いことから、市場開放が遅れており、農産品・食料品の市場開放が不可欠であるとの見方があるが、3カ国に対する日本の輸出額ベースの自由化率が90%を超えていることは、経済連携協定における貿易自由化が相手国の輸出促進に十分な効果を伴うと評価出来よう。

タイではコメやエビ、フィリピンではバナナ、マレーシアではパームオイルなどが主要輸産品であることは間違いないが、日本とこれらの国との貿易関係は、日本が工業製品を輸出し、農産品を輸入するという典型的な先進国と開発途上国の構図にはない。さらに、これらの国の農産品・食料品の輸出総額に占める割合はすでに低くなっている（図表16）。たとえばタイは世界最大のコメの輸出国であるものの、コメの輸出総額に占める割合は2%でしかない。実際のマレーシア、タイ、フィリピンと日本の貿易関係は、製造業の生産ネットワークに基づいて、相互に工業製品の取引を行うという構造にある。つまり、少なくともこれら3国との経済協力協定における自由化については相手国の輸出や成長に資するものとして評価出来る。

他方、相手国の自由化率は、マレーシアが86.3%～94.1%、タイが93.3%～94.7%、フィリピンが95.2%～97.4%である。マレーシアの自由化率が最も幅が広く、最も遅い場合の自由化率が86.3%と低い。これはマレーシアが工業製品で細かな区分で関税を残しており、日本からの輸出を抑制している可能性

図表13 輸出額ベースの自由化の区分



図表14 輸出額ベースの自由化率

日本の輸出ベースの自由化率

(%)

大分類	HS コード	日マ EPA		日タイ EPA		日フィ EPA	
		自由化率	交渉対象外	自由化率	交渉対象外	自由化率	交渉対象外
第1部	1-5	38.9 ~ 57.9	25.4 ~ 36.2	53.9 ~ 90.7	3.6 ~ 40.8	43.2 ~ 60.7	27.4 ~ 41.3
第2部	6-14	83.0 ~ 88.4	7.3 ~ 10.9	17.4 ~ 31.0	60.6 ~ 71.4	90.8 ~ 99.5	0.4 ~ 3.1
第3部	15	19.7 ~ 22.8	0.0	90.3 ~ 97.7	0.0	99.8 ~ 99.9	0.0
第4部	16-24	33.7 ~ 63.6	22.7 ~ 53.4	30.3 ~ 77.8	2.1 ~ 30.9	14.3 ~ 43.4	10.7 ~ 36.6
第5部	25-27	100.0	0.0	99.9 ~ 100.0	0.0 ~ 0.1	45.1	0.0
第6部	28-38	99.9	0.1	93.9	0.0	100.0	0.0
第7部	39-40	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第8部	41-43	95.7 ~ 97.6	2.4 ~ 4.3	91.0 ~ 99.7	0.3 ~ 9.0	63.6 ~ 96.6	1.1 ~ 34.2
第9部	44-46	59.5	0.0	98.6	0.0	98.6	0.0
第10部	47-49	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第11部	50-63	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第12部	64-67	32.0 ~ 89.2	10.8 ~ 68.0	29.1 ~ 61.5	38.5 ~ 70.9	86.7 ~ 98.0	0.3 ~ 12.5
第13部	68-70	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第14部	71-72	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第15部	73-83	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第16部	84-85	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第17部	86-89	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第18部	90-92	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第19部	93	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第20部	94-96	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第21部	97	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
全体		93.9 ~ 94.6	0.5 ~ 1.1	91.0 ~ 95.5	2.6 ~ 5.8	95.6 ~ 96.7	0.4 ~ 1.3

マレーシア、タイ、フィリピンの輸出ベースの自由化率

大分類	HS コード	日マ EPA		日タイ EPA		日フィ EPA	
		自由化率	交渉対象外	自由化率	交渉対象外	自由化率	交渉対象外
第1部	1-5	95.1 ~ 96.5	3.5 ~ 3.6	83.3 ~ 84.3	0.0	100.0	0.0
第2部	6-14	95.4 ~ 96.0	2.0	61.4 ~ 62.6	0.0	98.0	2.0
第3部	15	100.0	0.0	56.4	0.0	100.0	0.0
第4部	16-24	46.6 ~ 63.8	29.2	75.9 ~ 76.7	17.9	100.0	0.0
第5部	25-27	100.0	0.0	100.0	0.0	99.8	0.2
第6部	28-38	98.9 ~ 99.7	0.0	99.8	0.0	92.4 ~ 93.3	0.0
第7部	39-40	93.4 ~ 95.5	0.0	100.0	0.0	74.5 ~ 87.8	0.0
第8部	41-43	35.9 ~ 83.1	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第9部	44-46	77.6 ~ 78.3	0.0	99.8	0.0	99.6 ~ 99.7	0.0
第10部	47-49	52.3 ~ 87.1	0.0	100.0	0.0	97.6 ~ 98.1	0.0
第11部	50-63	100.0	0.0	100.0	0.0	99.7 ~ 100.0	0.0
第12部	64-67	31.4 ~ 39.5	0.0	100.0	0.0	99.9	0.0
第13部	68-70	42.1 ~ 57.9	0.0	100.0	0.0	98.4 ~ 98.7	0.0
第14部	71-72	91.1 ~ 93.2	0.0	85.6	0.0	91.6	0.0
第15部	73-83	70.3 ~ 81.0	0.0	77.6	0.0	99.9 ~ 100.0	0.0
第16部	84-85	81.4 ~ 94.8	0.0	97.3	0.0	94.4 ~ 97.7	0.0
第17部	86-89	28.4 ~ 90.8	0.0	34.9 ~ 73.6	0.0	38.9 ~ 57.6	0.0
第18部	90-92	99.8	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
第19部	93	—	—	100.0	0.0	100.0	0.0
第20部	94-96	62.9 ~ 87.7	0.0	100.0	0.0	99.6	0.0
第21部	97	99.4 ~ 100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
全体		86.3 ~ 94.1	1.2	93.3 ~ 94.7	0.6	95.2 ~ 97.4	0.1

(資料) 各経済連携協定付属書1、日本の実行関税率表2006年1月、World Tariff Data Base、World Trade Atlasより計算

図表15 輸出額ベースの自由化率の推移

日本の自由化率（貿易全体）

	日マEPA	日タイEPA	日フィEPA
1年目	89.1～93.4	83.0～92.2	91.1～95.1
2年目	89.1～93.4	83.0～92.2	91.1～95.1
3年目	89.1～93.4	83.0～92.2	91.1～95.1
4年目	89.1～93.4	83.0～92.4	91.1～95.1
5年目	89.1～93.4	83.0～92.4	91.1～95.1
6年目	89.8～94.2	88.9～94.0	93.8～95.6
7年目	89.8～94.2	88.9～94.0	93.8～95.6
8年目	89.9～94.5	89.7～95.2	94.4～96.1
9年目	89.9～94.5	89.7～95.2	94.4～96.1
10年目	90.0～94.5	89.7～95.2	94.4～96.1
11年目	93.9～94.6	91.0～95.5	95.6～96.7
うち交渉外	0.5	2.6～5.8	0.4～1.3

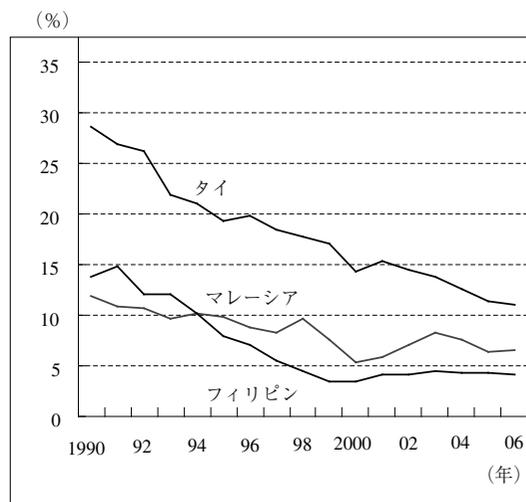
相手国の自由化率（貿易全体）

	日マEPA	日タイEPA	日フィEPA
1年目	81.3～91.6	58.2～63.3	46.8～55.5
2年目	81.3～91.6	58.2～63.3	46.8～55.5
3年目	81.3～91.6	60.1～64.4	46.8～55.5
4年目	81.4～91.6	73.2～74.7	46.8～55.5
5年目	81.4～91.6	73.4～74.9	47.2～57.3
6年目	83.8～92.8	85.3～87.0	78.6～84.8
7年目	84.0～93.1	85.4～87.1	78.6～84.8
8年目	84.0～93.1	87.4～88.2	78.6～84.8
9年目	84.0～93.1	90.3～90.8	78.6～84.8
10年目	84.5～93.5	90.3～90.8	78.6～84.8
11年目	86.3～94.1	93.3～94.7	95.2～97.4
うち交渉外	1.2	0.6	0.1

（資料）各経済連携協定付属書1、日本の実行関税率表2006年1月、World Tariff Data Base、World Trade Atlasより計算

があることを示唆している。また3カ国共通して第17部（自動車関連製品）の自由化率が低い。マレーシアが28.4%～90.8%、タイが34.9%～73.6%、フィリピンが38.9%～57.6%であり、日本の自動車輸出が抑制され

図表16 農産品・食料品の輸出比率



（資料）ADB Key Indicators

ていることを示している。

経済連携発効直後に日本の自由化率が高いのは、他の自由化率と同じであり、特にフィリピンでは11年目に急上昇する（図表15）。11年目の日本の自由化率と相手国の自由化率を比べても大きな差はなく、日本の貿易自由化が相手国より遅れているとはいえない。むしろ、経済連携協定における貿易自由化は、相互に相手国の輸出構成との親和性が高いといえる。

VI. 農産品・食料品の自由化

経済連携協定における貿易自由化の内容は

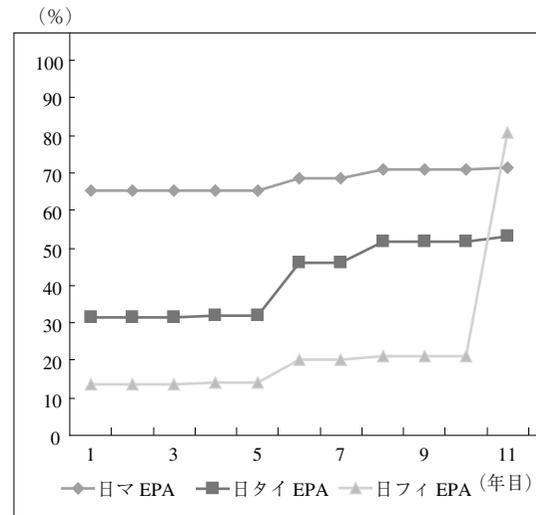
十分に評価出来るものの、日本の自由化率は「先進国として胸を張って示せる数字では決してない」(木村【2007】)との見方がある。この観点に立てば、貿易自由化をより一層進めるために、農産品・食料品の自由化が不可欠なことはいうまでもない。

日本政府は農産品・食料品でも自由化が進むことをアピールしている。たとえば、政府が公表している資料では、マレーシアに対しては、熱帯果実の関税の即時撤廃、バナナの関税割当措置(割当内の無税化)、タイには、熱帯果実やエビ、エビ調製品などの関税の即時撤廃、フィリピンには、カジキマグロなど水産物の関税撤廃、バナナ(特定種類についてのみ)の段階的な関税率引き下げと、11年目の関税撤廃などで合意したと記されている。しかしながら、農産物の自由化がどのような水準にあるのかは明らかにされていない。

そこで本章では、農産品・食料品のみを対象とし、上記の3つの自由化率を計算した。なお対象とする農産品・食料品は、日本貿易振興機構(JETRO)の基準に従いHSコード01～11、16～24に含まれる品目とした。

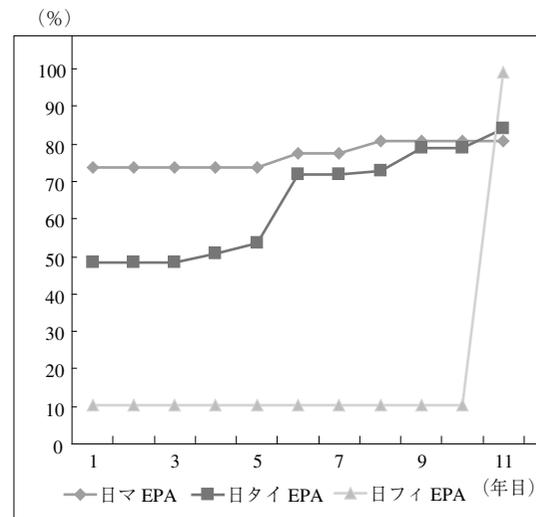
まず、輸入額ベースの自由化率をみると、日本側が11年目に対マレーシアで71.2%、対タイで53.1%、対フィリピンで80.7%となる(図表17、18)。とくに対フィリピンで自由化率は11年目に21.0%から80.7%へ60%ポイントも上昇する。これはフィリピンからの農産

図表17 日本の輸入額ベースの自由化率
(農産品・食料品)



(資料) 各経済連携協定付属書1、日本の実行関税率表(2006年1月版)、World Tariff Data Base、World Trade Atlasより計算

図表18 相手国の輸入額ベースの自由化率
(農産品・食料品)



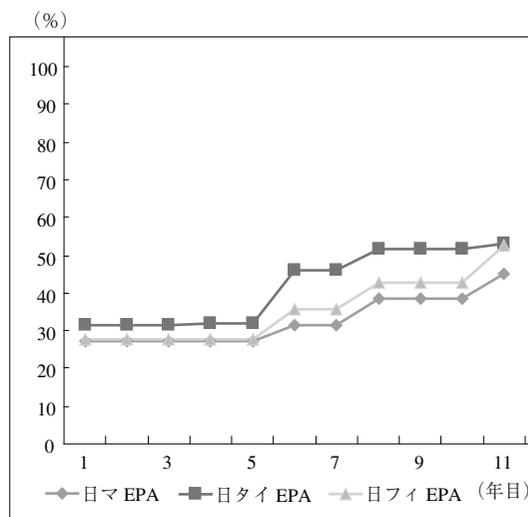
(資料) 各経済連携協定付属書1、日本の実行関税率表(2006年1月版)、World Tariff Data Base、World Trade Atlasより計算

品・食料品の輸入の6割を占めるバナナの関税が11年目に撤廃されるためである。また、対マレーシアの自由化率が発効当初から比較的高いのは、切花やエビ、カカオ脂などマレーシアからの主要輸入品の関税が無税となるためである。

他方、相手国側をみると、マレーシアが80.7%、タイが84.1%、フィリピンが99.1%と日本に比べて高水準にある。しかし、フィリピンの自由化率は11年目に10.4%から99.1%へ急上昇する。農産品・食料品においても11年目の日本の貿易自由化率は、相手国の水準を下回っており、その差は貿易全体のよりも広い。さらに、すでに述べたように輸入額ベースの自由化率では、現段階で高関税が課されているために輸入額が少ない品目の自由化の遅れが反映されないことから、日本の農産品・食料品の輸入自由化を過大評価しかねないことに注意する必要がある。

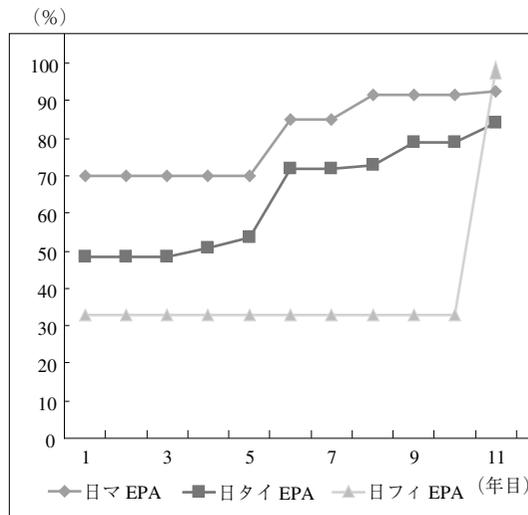
このことは、関税品目ベースの自由化率で見るとより鮮明になる。双方の自由化率は徐々に上昇するものの、水準は極端に低い(図表19、20)。日本の自由化率は対マレーシアが44.9%、対タイが54.2%、対フィリピンが52.2%となる。これは日本が輸入額が品目の自由化を進める一方で、規制しているものは今後も規制するという立場を反映している。このことは、日本側の「交渉対象外(X)」の多さからも明らかである。対マレーシアでは41.2%、対タイでは31.6%、フィリピンで

図表19 日本の関税品目ベースの自由化率 (農産品・食料品)



(資料) 各経済連携協定付属書1、日本の実行関税率表(2006年1月版)、World Tariff Data Base、World Trade Atlasより計算

図表20 相手国の関税品目ベースの自由化率 (農産品・食料品)



(資料) 各経済連携協定付属書1、日本の実行関税率表(2006年1月版)、World Tariff Data Base、World Trade Atlasより計算

は30.6%となっている。相手国ではマレーシアが7.5%、タイが2.2%、フィリピンが1.7%と日本に比べて相当に低いことを勘案すると、経済連携協定における農産品・食料品の自由化に対する日本の姿勢は消極的といわざるをえない。

他方、相手国の自由化率は、マレーシアが92.4%、タイが89.7%、フィリピンが98.3%と輸入額ベースの自由化率よりも高い。もっともタイとフィリピンでは、初年度が22.1%、33.0%と低く、関税撤廃は段階的に進む。関税品目ベースにおいても日本の自由化率も相手国の自由化率よりも低く、その格差は輸入額ベースよりも大きい。

輸出額ベースの自由化率でみると農産品・食料品の自由化に対する日本の消極性はさらに明らかになる。まず貿易全体で見た場合に比べて自由化率の幅が広い(図表21)。11年目の日本側の自由化率は、対マレーシアが9.0%～60.2%、対タイが19.6%～65.9%、対フィリピンが51.2%～69.2%と、とくにマレーシアとタイの場合に幅が広く、最も遅れると仮定した場合の水準はマレーシアが9.0%、タイが29.7%、フィリピンが51.2%と低水準となる。最も自由化が進む場合でも70%を超えない。

他方、相手国の輸出額ベースの自由化率はマレーシアが76.0～83.4%、タイが69.1～70.1%、フィリピンが99.4%と日本に比べて高い。日本の農産品・食料品の輸出は少なく、

図表21 輸出額ベースの自由化率
(農産物・食料品)

日本の自由化率 (%)			
	日マ EPA	日タイ EPA	日フィ EPA
1年目	7.5～49.6	12.0～44.7	17.1～45.8
2年目	7.5～49.6	12.0～44.7	17.1～45.8
3年目	7.5～49.6	12.0～44.7	17.1～45.8
4年目	7.5～49.6	12.0～44.7	17.1～45.8
5年目	7.5～49.6	12.0～44.7	17.1～45.8
6年目	8.4～52.3	21.7～60.1	21.5～55.8
7年目	8.4～52.3	21.7～60.1	21.5～55.8
8年目	8.7～59.4	24.8～65.4	32.1～66.4
9年目	8.7～59.4	24.8～65.4	32.1～66.4
10年目	8.7～59.4	24.8～65.4	32.1～66.4
11年目	9.0～60.2	29.7～65.9	51.2～69.2
うち交渉外	21.8～44.9	19.6～44.6	11.7～22.6
相手国の自由化率 (%)			
	日マ EPA	日タイ EPA	日フィ EPA
1年目	64.3～80.7	17.1～17.2	23.3～27.0
2年目	64.3～80.7	17.1～17.2	23.3～27.0
3年目	64.3～80.7	18.9～19.0	23.3～27.0
4年目	64.3～80.7	27.0～27.8	23.3～27.0
5年目	64.3～80.7	29.3～29.7	23.3～27.0
6年目	75.9～83.4	42.1～42.5	23.3～27.0
7年目	75.9～83.4	43.6～44.0	23.3～27.0
8年目	75.9～83.4	45.5～45.9	23.3～27.0
9年目	75.9～83.4	63.1～63.5	23.3～27.0
10年目	75.9～83.4	63.1～63.5	23.3～27.0
11年目	76.0～83.4	69.1～70.1	99.4
うち交渉外	13.3	6.9	0.6

(資料) 各経済連携協定付属書1、日本の実行関税率表2006年1月、World Tariff Data Base、World Trade Atlasより計算

また日本の輸入が各国の農業部門に及ぼす影響が小さいとはいうものの、日本側に改善すべき余地が大きいといえよう。

全体的には相手国の輸出構成に親和的とみることが出来る経済連携協定の自由化も、農

産品・食料品についてみれば、相手国の競争力ある品目の輸入を制限しているのが現状である。加えて、問題なのは、日本の農産品・食料品の自由化交渉に対する姿勢であろう。たとえば、交渉対象外の品目のほとんどは農産品・食料品に集中している。日・マレーシア経済連携協定では交渉対象外品目が840品目あるが、そのうち農産品・食料品は752品目を占める。タイも同様で645品目中572品目、フィリピンでも640品目中559品目と多い。

おわりに

本稿では異なる算出方法に基づく3つの自由化率を用いて、マレーシア、タイ、フィリピンの経済連携協定における貿易自由化について考察してきた。総論として経済連携協定により日本の貿易自由化は進展すると判断出来、とくに、相手国の輸出構成を考慮に入れた輸出額ベースの自由化率は高く、少なくとも本稿で対象とした3カ国にとって有益なものであることが示された。また、相手国の自由化率も、経済連携協定発効直後には低水準にあるものの、11年目には最低でも85%を超える。これら3カ国が日本との間に大きな所得格差があることを考えると（注9）、このような協定を取りまとめた日本政府の交渉力にも一定の評価を与えることも出来よう。

日本の輸出額ベースの自由化率が高いことは評価出来るものの、今後、自由化率をさら

に引き上げていくためには農産品・食料品の自由化が不可欠である。とくに農産品・食料品の自由化率の低さやその輸入に対する政府の消極的な姿勢も明らかになった。もちろん、日本の農産品・食料品の輸入は単に貿易自由化の観点だけでなく、国内の農業改革と歩調をあわせて考えていくべき問題である。しかし食糧安全保障の観点に立って、日本は国内の生産を高めるだけでなく、ASEAN諸国を含めた近隣諸国からの安定的な供給ルートを確保する必要がある。東アジアの経済統合の牽引役となろうとする日本は、域内の農業問題についてどのようなスタンスで挑むかを内外に示す時期に来ているといえる。このようななかで、交渉対象外品目が多いこと、日本の農産品・食料品の自由化率が相手国よりも低いことに対する内外への説明が不可欠である。

（注9） 2006年の一人当たりGDPは、日本が34,000ドルであるのに対し、マレーシアは5,807ドル、タイは3,279ドル、フィリピンは1,345ドルである。

参考文献

1. 伊藤隆敏（2007）「グローバル化の活力を成長へ」内閣府『EPS グローバル化改革』August 2007, No.424
2. 浦田秀次郎（2007）「日本にとってのFTAの意義と課題」浦田秀次郎・石川幸一・水野亮編『FTAガイドブック2007』ジェトロ
3. 外務省経済局（2007）『日本の経済連携協定（EPA）交渉-現状と課題』2007年8月ダウンロード
4. 関税・外国為替等審議会、関税分科会、財政省関税局（2007）『最近の関税を巡る国際的諸問題について』
6. 木村福成（2007）「日本のEPAにおける貿易自由化水準と今後の展望」内閣府『EPS グローバル化改革』August 2007, No.424
6. 木村福成（2008）「ASEAN主導の東アジア経済統合と国際通商政策の新たな潮流」世界経済評論2008年1月号
7. 久野新・木村福成（2007）「日本の経済連携協定（EPA）における貿易自由化水準の評価」
8. 日本貿易振興機構（JETRO）『よくわかるEPA/FTA（関税分野）2007年度版』
9. 経済財政諮問会議・グローバル化改革専門調査会（2007）『グローバル化改革専門調査会 第一次報告 グローバル化の活力を成長へ』2008年3月ダウンロード
10. 水野亮（2007）「FTAとは何か」浦田秀次郎・石川幸一・水野亮編『FTAガイドブック』ジェトロ所収
11. 渡邊頼純・外務省経済局EPA交渉チーム（2007）『解説 FTA・EPA交渉』日本経済評論社